

見積参加希望者 各位
（「賃貸借—特殊車両・建設機械」の者で、盛岡市内に本社を有する者及び市内営業所を有する者で、参加を希望する者）

盛岡市長 内 舘 茂

随意契約見積通知書

随意契約により下記事項を執行するに当たり、見積人として指名したので関係書類並びに盛岡市随意契約見積参加者心得（以下「心得」という。）を熟知のうえ見積されるよう通知します。

記

- 1 随意契約見積対象事項
 - (1) 件 名 令和8年度盛岡市新庄墓園散水車賃貸借契約
 - (2) 品名・規格・数量等 別紙仕様書のとおり
 - (3) 納入場所 盛岡市保健所
 - (4) 賃貸借期間 令和8年8月13日 から 令和8年8月15日まで
- 2 契約条項を示す場所
盛岡市保健所 企画総務課
- 3 見積書提出の日時及び場所
 - (1) 令和8年6月23日（火） 午前9時から午後2時まで
 - (2) 盛岡市保健所6階 企画総務課（エレベーターホール）
執行即時開封
- 4 見積書の提出方法
見積書は、3(1)の日時に3(2)の場所に設置する見積箱に投函すること。
郵便による見積は、認めない。
- 5 契約書作成の要否
要 賃貸借契約書による。
- 6 その他
 - (1) 見積回数
1回とする。（ただし、予定価格に納まらない場合は、協議して決定する場合がある。）
 - (2) 見積書
見積書は心得第7第1項によるものとし 一括総額 で作成すること。決定も 一括総額 とする。
なお、決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の 100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約価格とするので、見積人は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の 110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
 - (3) 見積の無効
心得第9に該当する見積は無効とする。

(4) 見積の辞退

心得第 11 第 2 項の規定により、文書で辞退届を提出すること。

(5) この見積に関する問い合わせ先

一般的事項及び仕様書等に関する事項についての質問は、令和 8 年 6 月 17 日（水）17 時までに電子メール又は文書（ファックス可）により企画総務課あて提出すること。回答は、見積対象業者にファックスで令和 8 年 6 月 19 日（金）までに回答する。

電子メールアドレスkikakusoumu@city.morioka.iwate.jp

盛岡市保健所企画総務課 Tel 019-603-8301、Fax 019-654-5665